

**適正で透明性の高い  
補助金制度の  
構築に向けた提言**

**平成20年2月**

**生駒市行政改革推進委員会  
補助金等適正化検討部会**

～目 次～

はじめに	1
1 補助金等適正化検討部会の位置づけ	2
2 検討の進め方	2
3 補助金制度の基本的な考え方	7
4 「補助金制度に関する指針（案）」の策定に当たって	8
5 補助金制度に関する指針（案）	10
6 提言の実現に向けて	21

《資料》

1 生駒市行政改革推進委員会設置要綱	23
2 補助金等適正化検討部会委員名簿	25
3 補助金等適正化検討部会検討経過	25

## はじめに

社会経済情勢に適合した効率的で質の高い行政運営の仕組みづくりを進めるため、平成18年9月に設置された「生駒市行政改革推進委員会」では、今後生駒市が取り組むべき行政改革の方向性として、「行政改革大綱」と「アクションプラン」の策定を提言するとともに、行政改革推進上の個別課題に対応するため、専門部会を設置し、審議を行ってきました。

この専門部会のひとつである「補助金等適正化検討部会」では、補助金等については、その性質上、直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であり、財源の多くには市民の税金が使われていることを踏まえ、その必要性を厳しく見つめ直すとともに、市民の理解が十分に得られる補助金制度のあり方について検討を重ねてきたところです。

本検討部会では、「補助金・交付金の見直し」が行政改革大綱アクションプランにおいて、行政改革推進上の重要な取組項目のひとつとして明確に位置づけられていることを踏まえ、市民の納得が得られ、信頼してもらえる補助金へと転換していくためには、市民に開かれた補助金制度を構築することが重要であるという視点に立ちながら、補助金交付の統一的なルールとなる「補助金制度に関する指針（案）」を中心とする提言を取りまとめました。

今後、本提言の趣旨を踏まえ、補助金の交付に関する基準の確立とそれを支える仕組みづくりについて、積極的かつ早期の対応がなされ、補助金等制度全般における適正さと透明性を向上するための取組みが一層進展することを期待するものです。

## 1 補助金等適正化検討部会の位置づけ

補助金等適正化検討部会は、行政運営上の主要課題のひとつである補助金のあり方に関し、次の2点を検討するため、生駒市行政改革推進委員会の専門部会として平成18年9月に設置され、現在まで2カ年度にわたって継続的な審議を行ってきました。

- (1) 既存の個別補助金等の審査・評価
- (2) 補助金の統一的な交付ルールの策定

平成18年度には、大学教授2名、団体代表者2名及び一般公募市民4名の8名で2つの作業部会を構成し、既存の補助金等について市民の目線に立ちながら、個別に検証を実施し、全154件に及ぶ補助金等の今後の方向性について提言を行い、平成19年度予算では、市において、約4,100万円の削減を実施するなど一定の反映がなされたところです。

また、提言では「補助金等の適正化に向け今後講ずるべきこと」として、今後の補助金制度の課題に言及し、補助金交付の指針・基準等の策定の必要性についても指摘を行いました。

これを受け、平成19年度においても引き続き本検討部会における審議を行い、18年度に実施した補助金等の個別検証の結果浮き彫りとなった補助金行政の課題について、大学教授1名、団体代表者2名と一般公募市民1名の委員により、5回にわたる会議を開催し、普遍的な補助金交付のルールのあり方に関する集中的な検討を行ったところです。

## 2 検討の進め方

本検討部会では、統一的な補助金交付ルールの策定に向け、18年度において実施した個々の補助金の審査・評価の作業で把握された生駒市の補助金行政の現状を基に、議論を進めました。

検討に当たっては、18年度に本検討部会から提言した「補助金等の適正化に向け今後講ずるべきこと」において指摘した、現在の生駒市の補助金制度が抱える課題（15項目）について、それぞれを「補助金の交付基準を策定し対応すべき課題」と「補助金の適正運用に向けた

措置を講ずるべき課題」に区分した上で、対応策を検討し、これを補助金制度に関する指針として集約する形で審議を行いました。

本検討部会では、補助金が様々な行政目的を効率的に実現するための有効な手段であることを踏まえ、単に補助金の削減を図るといったことではなく、補助金制度の望ましい姿について、交付申請や交付決定、実績報告などの一連の手続のあり方も含めて検討を行ったものです。

[参考]

#### ◆補助金等の適正化に向け今後講ずるべきこと（平成18年度提言 抜粋）

- (1) 個別補助金等に係る対応 ～略～
- (2) 補助金の交付の指針・基準等の策定について

他の自治体においては、補助金等の交付規則や交付の指針・基準等を策定し、統一的に運用されていますが、生駒市では、補助金交付要綱にとどまりそのようなものは存在しません。

補助金の交付の公平性・透明性・公益性を明確にするためにも、補助金の交付の指針・基準等が必要です。

さらに、検討部会では全ての補助金について適正化の検討を行いました。社会情勢や住民ニーズの変化によって、今後も定期的に検証を行う必要があると考えます。

補助金の検証の周期や検証する組織なども含めた仕組みを確立することは重要です。検討部会では、「統一的な補助金交付ルール」及び「新たな補助金制度」等の項目について、平成19年度での検討が必要であると考えています。

- (3) 補助金等の交付制度の現状と今後のあり方について

検討部会では、個別補助金等の審査を行う過程で、現状の補助金交付制度そのものについても、見直しが必要ではないかとの意見を持つに至りました。補助金交付制度については、現状では次のような問題点があると考えられます。

##### ① 市の目指すべき方向性との整合

現在の補助金交付状況から判断すると、各担当課がそれぞれの事業目的のもとで補助金を要綱等に基づいて交付することに終始しているように思われます。補助金の各担当課の考え方が市全体の目指すべき方向性と整合的に調整されているかどうか疑わしいものも見受けられます。このような弊害を全体で強力に調整することも差し迫って必要になるものと考えられ

ます。

## ② 補助金額算定根拠の明確化

補助金額の算定根拠が不明確であったり、不十分なものが多数見受けられます。効果の数値化や他の自治体の例などから補助金額の算定根拠を客観的な手法で明確にする必要があります。

## ③ 様式の統一

各種補助金を相対的に評価することも、個々の補助金を絶対的に評価することも困難な状況となっています。補助金申請、事業報告書、補助金決算報告について、統一的な様式を規定するなど、市民でも評価が可能となるような補助金全般に関する統一的な資料の整備が必要です。

## ④ 交付手続きの厳格な確認について

補助金の交付に当たっては、公金の支出であることを充分認識し、厳格な内容の審査を実施し、領収書等の添付書類についても高額なものは原本の提出又は原本の確認などによって審査されることを要望します。

## ⑤ 情報公開の徹底

補助事業については、補助目的、実施（活動）状況など情報公開が必要です。市民の補助事業への関心が高まり、市民参加の機会も増えていく中、情報公開は、補助事業の実施にあたっての緊張感とともに、効率的運営を促すことにもなります。

そのため、市の広報やホームページでの情報提供をはじめ、補助金交付条件に情報公開を明記し指導するなどの方策も検討に値するものです。

## ⑥ 補助金交付に期限を付すること

最近新たに創設した補助金については、交付期間を定めているようです。既存の補助金等についても、交付期間を定める必要があると考えます。

たとえば3年とし、その期限が到来した時、ゼロベースで補助事業を見直すことが重要です。

（団体に対する補助について）

## ⑦ 補助金の適正な執行及び使途の明確化について

補助金を交付する行政側についても、交付することで目的が達せられたとし、補助金の使途について真に目的にかなっているかなどの確認がおろそかになるとともに、運営補助金については、どのような形で活かされたのかが判然としないように思われます。

補助事業のうち、補助金対象と自己負担対象が明らかでなく、何の経費に補助金が充てられるのか不明確になっているものが多数見受けられます。

補助に対する対象経費を明確にする必要があります。

また、当該補助事業に対し、全額補助を行っている場合は、市の業務であるか団体の業務であるかを再検討した上で、市の業務である場合は、委託事業として委託費で計上することが望ましいと考えます。

#### ⑧ 補助金の効果の検証について

いったん補助をはじめると一定の額の補助が長期化することが多く、全体の公平性が失われるとともに、社会情勢が変化してもなかなか見直せない状況にあると思われまます。また、特定の事業ではなく団体運営を対象とする補助金は補助金支出の一般的指針、厳密な検証の仕組みがないため、効果測定が明確にできていない状況です。さらに、補助金を受ける側にも、補助金は主として市民が負担する税金が財源であるという意識が薄れがちであるように思われまます。補助金の効果の検証を毎年度できる仕組みを構築され、適正な運用をされることを要望します。

#### ⑨ 補助団体の自立の強化と市と団体の適正な関係の構築について

補助団体は補助金への依存により、自らの手で運営を行う姿勢が希薄になりがちです。また、補助金の交付によって、あたかも市から公認を受けたかのような印象を与える結果になっていることも否定できません。さらに、生駒市がそのような団体を行政の下部組織のように位置づけ、事業実施に当たって逆に依存しているきらいが見受けられます。

補助団体は、あくまでも目的をもって活動される団体であり、団体の自立性の強化を指導されるとともに市と団体が適切な関係を構築されるよう要望します。

#### ⑩ 団体の集合体への補助について

団体の集合体である連合協議会などへ補助し、その補助金をその下部組織の個別の団体に補助される場合が見受けられます。

このような補助については、連合協議会に対する補助の有効性等を判断し、場合によっては、個別の団体への補助に切り替える必要もあると考えます。

#### ⑪ 団体自らの効果の公表の促進について

団体自らが活動や補助の効果を積極的に公表することによって、補助金の適正化につながる

と考えます。補助を受けている団体に対しては、活動内容や収支を積極的に公表するように指導する必要があると考えます。

⑫ 補助金交付団体の事務を市職員が担うこと及び事務所の提供について

補助金交付団体の事務を市職員が担い、また、市役所を事務所としている団体が相当数見受けられ、結果的に、別途人件費及び事務室費等を補助している形になっています。

市職員が事務を担っていること等に合理性があるかどうかを、団体の自立性の強化の面からも検討する必要があります。

⑬ 多額の積立金を有している団体に対する補助について

補助対象団体が自己財源の充実に努め、補助金への依存度を少なくしていくことは、団体の自主性、自立性を高める上からも当然のことです。

しかし、団体に対する補助は団体運営を助成する側面もあり、多額の積立金を有する団体については自立性が高まったと判断できると考えます。

したがって、補助金の交付に当たっても見直しが必要であると考えます。

⑭ 余剰金が生じた場合について

団体に対する補助については、団体運営や事業について補助を行っている場合がほとんどです。そのような団体が決算において、補助金に余剰金が生じた場合には、精算し余剰金については返還すべきと考えます。

⑮ 団体等に対する施設使用料の減免のあり方について

施設使用料などの減免制度は、政策的な配慮などから例外的に設けられるものであり、例えば生涯学習において現行のように利用のほとんどが減免、特に免除となるような制度は、使用料の設定を形骸化させるとともに、本来的な負担の公平性を損なう恐れがあることに留意が必要です。減額・免除制度については、対象となる要件を各施設共通的に適用するような一般的なものに限定することが望ましいと考えます。早期に、施設使用料の減免のあり方の検討を要望します。

### 3 補助金制度の基本的な考え方

本検討部会では、補助金の基本的なあり方に関し、次のような認識を共有しながら検討を進めました。

補助金は、市民の税金等の貴重な財源によって賄われることから、その公益性については十分かつ客観的な妥当性があり、真に市民福祉の向上、住民の利益に寄与し、広く市民ニーズに沿ったものに使われるべきものであること、そして、限られた個人や集団に特権的利益、恩恵を与えるものであってはならないものであるとともに、税金等を使って補助金を交付する以上、当然、透明性の確保とあわせ説明責任が強く要求されるものであるといえます。

生駒市においても、補助金は、行政目的を効果的かつ効率的に達成する上で、重要な役割を果たしてきたところですが、近年、その交付が長期化し、かつ既得権化する傾向が見受けられます。

現在の状況のまま補助金の交付を続ければ、今後の市の収入の伸びが期待できない状況においては、補助金制度全般にわたる硬直化が予想されます。よって、限られた財源の中で、時代の変化に応じた新たな施策に対して効果的に補助金を交付するためには、既存の補助金の見直しが避けられなくなってきていると言えます。

このことから、補助金交付の基本理念、即ち、行政と市民の役割分担を明確にするとともに、公益上の必要性が客観的に認められ、かつ自助努力をもってしても、なお不足する部分を補助するという必要最低限の原則に立ち返ることが重要です。

また、市民の税金等を財源とする補助金については、市民に情報を開示し、透明性・公平性が確保されていなければならないものと考えます。

#### 4 「補助金制度に関する指針（案）」の策定に当たって

生駒市においては、補助金制度全般のあり方については、これまで統一的な観点からの検討がなされておらず、補助金等の支出に関する市としてのルールの確立が急務となっています。

加えて、手続き面でも、交付に関する手続きの明確化を図り適正な執行を確保するために、市全体の包括的な基準が必要であると考えられます。

本検討部会では、上記の補助金制度に関する基本的な認識のもと、補助金支出のプロセス等を明らかにすることにより、適正で透明性の高いシステムを構築するため、補助金を交付するルールとなる「補助金制度に関する指針（案）」の策定を提言します。

##### (1) 指針（案）提言の視点

補助金制度に関する指針（案）は、昨今の厳しい財政状況のもと、市民が負担する税金の使途を厳しく見直していく中で、本検討部会による昨年度の補助金等の個別審査の結果指摘された現行の補助金制度における課題の解決や補助金の適正な執行を図ることを目的として提言するものです。

従って、指針（案）を実際に運用し、補助金の交付の適否を判断するに当たっては、個々の補助金の支出目的や補助の必要性、有効性に着目しつつ、補助金を交付することにより、本来の補助金の目的である地方自治法第232条の2に規定されている「公益性」が十分に確保されているのかにまで踏み込んだ検討が求められるものです。

また、既存の補助金の見直しに際しても、行財政運営の透明性を確保する点から、単に補助金の削減そのものを目的とするのではなく、既存の補助金を再評価することにより、補助金を効果的、効率的かつ適正なものとすることに留意する必要があると考えます。

##### ※ 地方自治法第232条の2（寄附又は補助）

「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」

## (2) 指針（案）のポイント

補助金制度に関する指針（案）のキーワードは、「適正」と「透明」です。

この指針（案）は、市民福祉の向上に向けて、真に必要とされる補助金を効果的かつ公正に交付するといった適正な仕組みづくりを実現するとともに、補助金制度全般における透明性の確保を目指すものです。

### ① 補助金交付の適否を判断する基準を設定します。

補助金の本質に立ち返り、「公益性」「必要性」「補助の効果」「補助内容の妥当性」の4つの基本的視点から、補助金交付の適否を決定します。

### ② 市が行う補助について一定の限度を設け、補助金額等の適正化を図ります。

- ・団体運営費の補助は原則として3年を限度とし、事業費補助への転換を図ります。
- ・事業の補助率は、原則として1／2を上限とします。
- ・定額補助金については、補助対象経費を明確化します。

### ③ 補助事業に終期を設定し、定期的に見直す仕組みを導入します。

すべての補助金に3年の終期を設定し、常に時代のニーズにあった事業であり続けられるよう、定期的な見直しを行う仕組みをつくります。

### ④ 市民に開かれた補助金制度を構築します。

- ・公募市民等からなる外部審査機関を設置し、市民参加による補助金のチェックを行います。
- ・補助金の支出状況や定期的な見直しの結果をホームページ等で公表します。

### ⑤ 補助金支出の手続を統一化します。

補助金の申請から支出までの手続を定める補助金交付手続規則を制定します。

## 5 補助金制度に関する指針（案）

### 【構成】

#### 第1 指針策定の背景

#### 第2 新たな補助金制度の構築

##### 1 「補助金交付基準」

###### (1) 交付の適否の判断基準

###### (2) 補助金額等の適正化

###### ① 事業費補助の原則

###### ② 積算基準、補助金額等の見直し

###### (3) 補助期間

###### ① 終期の設定（サンセット方式の確立）

###### (4) 補助金の定期的な見直し

###### ① 見直しの方向性

##### 2 補助金の適正運用に向けた措置

###### (1) 補助金の外部審査機関の設置

###### (2) 積極的な情報公開

###### (3) 「補助金交付手続規則」の制定

###### (4) 市民公募型補助金の拡充

###### (5) 各種団体への支援のあり方

### 第1 指針策定の背景

生駒市ではこれまで、その時々<sup>1</sup>の社会経済情勢に応じて「公益上必要である」との判断からそれぞれの補助金が創設されてきたが、その判断に当たっての明確な基準がなく、また、定期的な見直しの仕組みが確立されていないため、いったん創設された補助金は廃止することが難しく、補助金の交付が硬直化しているなどの問題が生じている。問題点を整理すると次の点に要約される。

## 1 交付基準の明確化の必要性

- ・広範にわたり多様な性格の補助金があり、体系や交付の考え方などが整理されておらず、それぞれの補助金と市の目指すべき方向性との整合も不十分であると考えられる。
- ・補助金の創設を決定する際に、その根拠となるべき具体的な基準が曖昧である。
- ・説明責任の面、公平性の面や恣意性の排除の面でも、具体的な交付基準が必要である。

## 2 補助の長期化・既得権化の抑止

- ・その時々の方政策的な判断等により補助金が創設されていることから、一旦創設された補助金を廃止することは難しく、長期にわたり存続しがちである。

－昨年度に個別の審査を実施した全 147 件（平成 18 年度予算）の補助金のうち、創設から 10 年を超えて存続する補助金が 82 件、約 56%を占める状況である。

- ・団体補助にあっては、補助金が継続して交付されるほど、補助金が交付されることを前提とした事業計画や活動を展開する傾向になりがちであり、結果として補助金に依存した運営となってしまうことが懸念される。

このことが、団体等の自立した運営に向けた努力を損ない、自主的で多用な活動の創出を妨げることになるおそれがある。

- ・昨今の急激な市民ニーズや社会情勢の変化の中にあって、果たしてこれほど継続的な補助金の交付が必要であるのかについては、厳格に検証すべきであり、補助期間の終期の設定と定期的な見直しの仕組みが必要である。

## 3 補助金交付の効果の検証

- ・補助金は、一定の行政目的をもって交付されるが、現在の仕組みでは、その補助金の交付によって、期待される行政目的がどこまで、どのように達成されたのか等についての効果の検証が十分に実施できていない。
- ・補助金が市税によって交付されているという認識に立てば、補助金を交付している市及び補助金を受けている団体等は、市民に対して、補助金交付によってどんな効果があり、何を達成したのかについて説明をする責任がある。
- ・補助金交付の効果を測定し、検証するとともに、その結果を公表するシステムが必要で

ある。

- ・これまでの補助金の交付については行政側の判断に全面的に依拠してきたが、市税を財源とする補助金の活用については、補助金を審査する第三者機関を設置し、市民等が効果等のチェックを行うことが求められる。

#### 4 交付機会の均等化と透明性の確保

- ・長期に渡り存続している補助金の中には、交付先が限定されたり、特定の対象に固定化しているものが含まれている。
- ・市民のニーズが多様化する中では、補助金の交付を受ける機会をより平等に、開かれたものとする必要がある。
- ・そのためには、様々な活動団体が補助金交付に参加できるように、開かれた補助金制度を構築していく必要性が考えられる。また、現行制度の中で長期に交付を受けていた団体も同じ立場で参加するようにすることで、交付機会の均等化や交付の透明性が高まるものと考えられる。

#### 5 補助対象経費・交付手続の明確化

- ・補助金の中には、創設以来、補助金額や単価を見直したことがないと思われるものや長期に渡って固定化しているものも多く、全体として補助対象経費や積算基準の見直しが十分なされていない状況であり、ゼロベースから金額等の妥当性を検証し、補助対象経費や補助金額の算定根拠を明らかにする必要がある。
- ・補助金の申請を受け、交付の決定、支出に至るまでの統一的なプロセスが確立されていないため、市民から見ると公平・適正に補助金が交付されているのかがわかりにくい状況であり、一連の交付手続きを明確化するとともに、補助対象経費の支出確認を厳格化すべきである。

## 第2 新たな補助金制度の構築

上記の問題点を解決し、市民に開かれた透明性のある補助金制度とするため、補助金を交付する際の統一のルールとなる「補助金交付基準」を策定し、交付対象、定期的な見直しの

仕組みなどを明確化するとともに、この基準を踏まえて、補助金制度の適正な運用を確立するため必要な措置を次のとおり定めるものとする。

## 1 「補助金交付基準」

### (1) 交付の適否の判断基準

補助金の交付は、以下の項目を総合的に勘案して適否を決定するものとする。

#### [公益性]

- ① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。
- ② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。
- ③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。

#### [必要性]

- ① 市が関与する妥当性はあるか。
- ② 補助金等の交付以外の代替策はないか。

#### [補助の効果]

- ① 補助金等の交付の効果が認められるか。
- ② 補助金額に見合う効果が期待できるか。

#### [補助内容の妥当性]

- ① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。
- ② 補助金の使途は目的に沿ったものか。

※交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものは対象外

(団体補助の場合)

- ③ 団体等の財務状況を検証しているか。

※団体等の決算において、繰越金・剰余金等が単年度の補助金額を超えていないこと。

※多額の積立金、基金等を有していないこと。

※自主財源の確保及び効率的な運営への努力がなされていること。

- ④ 団体等の会計処理や使途は適切か。

※団体等において適正な監査機能を有していること。

※補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分されていること。

## (2) 補助金額等の適正化

### ①事業費補助の原則

団体運営費の補助については、本来自立した団体として基礎的経費を自ら賄うべきところが、一定額を継続的に補助することで団体の自立をも阻害している可能性もあり、是正が必要である。

- ・補助の目的及び補助対象の明確化を図るため、原則として事業費補助へ転換するものとする。
- ・団体の運営基盤が脆弱な場合は、原則として3年を限度に運営費補助を行うことができるものとし、期限到来時に延長する場合は、補助金の内容を精査した上で市民に対しその必要性を十分説明する。

### ②積算基準、補助金額等の見直し

補助金の積算基準、補助率、補助金額等については、次の点に留意して、ゼロベースからその妥当性について検証を行うものとする。

- ・国や県との協調補助や、財源として国・県からの補助がある事業等については、裁量の範囲が比較的狭いものであるが、主体性をもって必要性や経費を精査する。
- ・交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅費等で、補助金の交付目的に直結しない経費については、補助対象外とする。
- ・補助基準の透明性確保の観点から、定額ありきとなっている補助金は、補助対象経費を明確化する。
- ・補助率については、原則として補助対象経費の1/2を上限とし、見直しを図っていくものとする。政策的な理由等から1/2を超える場合は、市民に対しその妥当性を十分説明するものとする。
- ・補助金の交付先から、さらに再交付する形態の補助金については、補助対象基準を透明化するため、直接補助への切替えを検討する。

## (3) 補助期間

#### ①終期の設定（サンセット方式の確立）

補助金の既得権化を防止し、その時々々の市民ニーズに則した補助金制度を構築するため、補助金の交付期間を明確化するものとする。

- ・ 今後、新規で創設する補助金については、必ず3年の終期を設定する。
- ・ 既存事業についても、原則として3年の終期を設定するものとし、期限到来時に延長する場合は、補助金の内容を精査した上で市民に対しその必要性を十分説明する。

#### (4) 補助金の定期的な見直し

補助金を取り巻く状況が絶えず変化することを踏まえ、この指針の実効性を確保し、不断の見直しを進めていくために、3年の終期到来時に、全ての補助金について改めて見直しを実施するものとする。

##### ①見直しの方向性

原則的な終期設定期間にあわせ、各補助金について「(1)交付の適否の判断基準」に基づく評価を行い、次の区分により補助金の方向性を定めるものとする。

##### [継続]

- ・ 法令等により補助の実施が義務付けられているもの
- ・ 国、県等の補助金を財源とする補助金で、市の負担が義務的であるもの
- ・ 他の自治体との協議等により、市の負担が決定しているもの
- ・ 「(1)交付の適否の判断基準」に概ね適合しており、補助の必要性が認められるもの

##### [縮小・統合]

- ・ 繰越金・剰余金等が単年度の補助金額を超えている団体に対するもの
- ・ 類似の補助事業等があり、統合により効果が上がると考えられるもの

##### [廃止]

- ・ 事業の浸透・普及などにより、事業目的が達成されているもの
- ・ 社会経済状況などの変化により、事業効果が薄れているもの
- ・ 事業目的が十分に達成されていないなど、事業効果が不明確なもの
- ・ 国、県等の制度廃止などにより、必要性が認められないもの
- ・ 補助以外の手法（委託料、報償費等での支出）を検討すべきもの

## 2 補助金の適正運用に向けた措置

「補助金交付基準」に基づく検証の仕組みを実効性あるものとし、確実に見直しを進めるとともに、信頼される補助金制度の構築と継続を図るための仕組みづくりとして、次の措置を講ずることとする。

### (1) 補助金の外部審査機関の設置

- ・補助金の適正な交付と市民に開かれた補助金制度を推進するため、公募市民や学識経験者からなる「(仮称) 補助金審査委員会」を設置する。
- ・審査委員会では、新たな補助金を創設する場合や、3年ごとの定期的な見直し時期に、「補助金交付基準」に基づく審査を実施する。

### (2) 積極的な情報公開

- ・常に市民ニーズに沿った補助金制度を維持し、市民によるチェック機能を確保するためには、分かりやすく、徹底した情報公開が不可欠である。
- ・情報の公開については、個々の補助金の支出状況の一覧表のほか、定期的な見直しの結果などをホームページ等で公開するものとする。

### (3) 「補助金交付手続規則」の制定

- ・補助金の申請から支出に至る一連の手続を統一化するとともに、補助対象経費の支出確認を厳格化するために、補助金交付手続規則を制定する。

#### [規則に規定すべき項目]

##### ① 補助金の交付申請

申請者は、交付申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・その他市長が必要と認める書類

## ② 補助金の交付決定

ア 市長は、書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付又は不交付を決定する。

イ 市長は、補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかに申請者に通知する。

ウ 市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

## ③ 申請の取下げ

申請者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金等の交付の申請を取り下げることができる。

## ④ 事情変更による決定の取消し等

市長は、交付決定後に、天災地変その他特別な事情が生じた場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容を変更することができる。

## ⑤ 補助事業の遂行

補助事業者は、法令等の定め、交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、他の用途への使用をしてはならない。

## ⑥ 補助事業の変更等

補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、市長の承認又は指示を受けなければならない。

- ・ 補助対象経費の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)
- ・ 補助事業の中止又は廃止
- ・ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合
- ・ その他市長が特に必要と認める場合

## ⑦ 状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行状況について報告を求められたときは、これに応じなければならない。

## ⑧ 実績報告

補助事業者等は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止及び廃止を含む。)は、実績

報告書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- ・収支決算書
- ・その他市長が必要と認める書類

※ 事業補助（団体又は個人が実施する特定の事業に対する補助）にあつては、収支決算書に領収書及び契約書の写しを添付すること。ただし、支出額が高額なもの（10万円以上）については、原本の確認を行うものとする。

なお、事務手続の簡素・合理化の観点から、次の場合は支出項目の一覧表の作成でこれに代えることができる。

- ・1件当たりの支出額が少額な場合（1,000円以下）
- ・支出項目が相当数にのぼる場合
- ・その他市長が必要がないと認める場合

#### ⑨ 補助金の額の確定

市長は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金等の交付決定の内容に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに、補助事業者に通知する。

#### ⑩ 是正措置

市長は、補助事業の成果が補助金等の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、適合させるための是正措置を求めることができる。

#### ⑪ 補助金の交付

ア 補助金の交付は、補助事業の完了後とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の着手前又は完了前にその一部又は全部を交付することができる。

イ 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書を市長に提出しなければならない。

#### ⑫ 補助金の交付決定の取消し

市長は、次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- ・偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- ・補助金を他の用途に使用したとき。

- ・補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ・その他この規則又はこの規則に基づく市長の処分に違反したとき。

⑬ 補助金の返還

市長は、補助金等の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求める。

⑭ 加算金及び延滞金

ア 補助事業者は、補助金の返還を求められたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

イ 補助事業者が補助金の返還を求められ、納期日までに納付しなかったときは、納期日から納付の日までの日数に応じて、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

ウ 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

⑮ 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得した財産のうち次に掲げるものについて、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- ・不動産及びその従物
- ・機械及び重要な器具その他の重要な資産で市長が定めるもの

⑯ 会計帳簿等

ア 補助事業者は、補助事業に関するすべての支出及び収入について会計帳簿に記入するとともに、金額、年月日及び目的等を記載した領収書その他支出及び収入を証すべき書類を徴し、又は作成しなければならない。

イ 補助事業者は、会計帳簿及び領収書等を整理し、補助事業の完了後、5年間保存しなければならない。

ウ 市長は、補助事業者等に対し、会計帳簿及び領収書等の提出を求めることができる。

(4) 市民公募型補助金の拡充

- ・「市民との協働」を推進し、団体の自主性・自立性を損なわない範囲での助成を行うため、市民の自由な発想を活かした補助制度の充実を図る。
- ・今年度から創設された「生駒市まちづくり活動支援事業補助金」の適用範囲の拡大、既存補助金の公募制への移行を積極的に検討する。

(5) 各種団体への支援のあり方

- ・事務を市職員が担い、また、市役所を事務所としている団体については、団体の自立性を強化し、過度な干渉を防止する観点から、段階的に解消すること。
- ・各種団体に対する施設使用料の減免については、「社会教育施設等使用料減免見直し検討委員会」での検討結果等を踏まえ、見直しを図ること。

## 6 提言の実現に向けて

本検討部会による提言を実現し、適正で透明性の高い補助金制度を確立するためには、補助金制度に関する指針（案）の実効性を確保し、確実に見直しを進めていくための仕組みづくりが不可欠です。

補助金を取り巻く状況は今後も変化し続けることから、一過性の取組みに終わらず、不断の見直しを進めていくことを可能とするシステムを構築するため、補助金の交付の適否を判断する際には、補助金交付基準の評価項目に基づいた数値化を行うなど、客観的で有効な効果検証を実施し、限られた財源を最も有効に活用するという観点に立って、徹底した情報公開のもと、補助効果を検証しながら補助金等の見直しを進めていくサイクルを定着させる必要があると考えます。

また、今後の補助金行政については、客観性や透明性を確保していく一方で、「協働の時代」の中にあって、市民の自主的活動を促し、市の各種施策の推進が図れるような取組みが求められると考えます。

近年市民の行政に対するニーズも多様化し、行政の小回りのきかない面を補完する効率的な補助金活用への期待も大きく、補助金行政は、市民との協働を推進する手段として、最適なものと位置づけることができます。

子育てや高齢者福祉対策など、市政運営上の重要課題について、すべて直営や委託事業により、公共サービスが十分に提供されるわけではありません。したがって、民間の力を十分に活用し、市民との協働を積極的に推進するために、補助金を効果的に活用することも必要であると考えます。

補助金を効果的に活用することにより、最小の経費で最大の行政効果を引き出すことも可能であり、スクラップ・アンド・ビルドの徹底により市民ニーズに沿った効率的な補助金制度が構築されることを願って止みません。

生駒市が目指す都市像「関西一魅力的な住宅都市」を実現するため、本検討部会による提言を真摯に受け止め、市民に開かれた補助金制度の構築に向けて、積極的に取り組まれることを期待します。



# 《資 料》



## 1 生駒市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における行政改革の推進に当たり、広く市民の意見を求めるため、生駒市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、行政改革の推進に関し必要な事項について審議し、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 一般公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員会の円滑な運営を図るため、委員長を補佐する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員のうちから委員長代行を指名することができる。

6 委員長代行は、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(専門部会)

第7条 委員会に専門的な検討が必要な事項について審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長が委員のうちから指名する者
- (2) その他委員長の指名に基づき市長が委嘱する者
- 3 専門部会の部会員の任期は、当該専門部会に係る事項の審議が終了するまでの間とする。
- 4 専門部会に部会長を置き、各専門部会に属する者の互選により定める。
- 5 専門部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、各専門部会に属する者のうちから部会長代理を指名することができる。
- 7 部会長代理は、部会長が不在のときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第8条 委員長（専門部会にあつては部会長）は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。

## 2 補助金等適正化検討部会委員名簿

区分	役職等	氏名	委員会役職
学識 経験者	関西学院大学専門職大学院 教授 (経営戦略研究科)	コイチ 小市 ヒロユキ 裕之	部会長
一般 公募	市民	ミヅカワ 溝川 マキオ 牧雄	部会長代理
団体 代表	生駒市 PTA 協議会 顧問	ハルミ 春見 ショウジ 祥司	
	生駒市民生児童委員連合会 会長	ナカタニ 中谷 マコト 洵	

## 3 補助金等適正化検討部会検討経過

回	開催日	検 討 内 容
第 1 回	8 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会長等の選任</li> <li>・ 補助金等適正化検討部会における検討について － 検討の趣旨・検討スケジュール等について</li> <li>・ 18 年度提言への対応案について</li> <li>・ 生駒市まちづくり活動支援事業補助金の内容確認</li> </ul>
第 2 回	9 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18 年度提言への対応案について － 委員からの意見について</li> <li>・ 「補助金制度に関する指針」の骨格案について</li> </ul>
第 3 回	10 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「補助金制度に関する指針」について</li> <li>・ 提言書の構成案について</li> </ul>
第 4 回	11 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「補助金制度に関する指針」について</li> <li>・ 提言書案について</li> </ul>
第 5 回	1 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言書の取りまとめ</li> </ul>